

下水道使用料金 納入通知書

| | | | |
|-------|----|-------|----------------|
| | | お客様番号 | |
| | | | m ³ |
| | | | 円 |
| | | | 円 |
| | | | 円 |
| 督促手数料 | | | 円 |
| | | | 円 |
| 合計金額 | | 円 | 納期限 |
| 口径 | mm | 設置場所 | |
| 金融機関名 | | | |
| 本支店名 | | | |
| 預金の種類 | | 番号 | |
| 口座名義人 | | | |

右記のとおり納付して下さい。

滋賀県蒲生郡竜王町長

印

○納付場所

○出納取扱金融機関

○取りまとめ店

○問い合わせ・連絡先

滋賀県竜王町

下水道使用料金納入書兼納入済通知書 (公)

| | | | | | | |
|--------|--|------|--|------|--|------|
| 口座番号 | | 加入者名 | | 合計金額 | | 円 |
| 収納機関番号 | | 納付番号 | | 確認番号 | | 納付区分 |
| 納期限 | | 設備番号 | | 検針冊番 | | 月 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----------------|-------|---|------|------|-------|---|-------------|---|-------|
| 督促手数料 | | 延滞金 | | 計 | | 円 | 納付済円 | | 円 | 【住所等非表示払込書】 | | |
| 納付額 | 円 | 使用水量 | m ³ | 督促手数料 | 円 | 納付済額 | 円 | 内消費税額 | 円 | 合計金額 | 円 | 領収日付印 |
| CVS収納用 (ご注意) 30万円を超える場合、金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードが読み取れない場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 | | | | | | | | | | | | |

この用紙は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特に注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。
ATMでの納付はできません。

【取りまとめ店】

【収納代行 CNS】 (竜王町会計管理者保管・コンビニ本部控)

滋賀県竜王町
下水道使用料金納付書(原符) (公)

| | |
|-------|---|
| 口座番号 | |
| 加入者名 | |
| 納付額 | 円 |
| 督促手数料 | 円 |
| 内消費税額 | 円 |
| 納付済額 | 円 |
| 合計金額 | 円 |

切り取らないでお出しください。

| | |
|-------|--|
| 納付者氏名 | |
| 月 | |
| 納期限 | |
| 納付番号 | |
| 確認番号 | |
| 設備番号 | |

領収日付印

この受領証は、大切に保管してください。

【収納代行 CNS】
(金融機関等保管・コンビニ店舗控)

滋賀県竜王町
下水道使用料金領収書 (公)

| | |
|-------|---|
| 口座番号 | |
| 加入者名 | |
| 納付額 | 円 |
| 督促手数料 | 円 |
| 内消費税額 | 円 |
| 納付済額 | 円 |
| 合計金額 | 円 |

| | |
|-------|--|
| 納付者氏名 | |
| 月 | |
| 納期限 | |
| 納付番号 | |
| 確認番号 | |
| 設備番号 | |

上記のとおり領収しました。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
この領収書は大切に保管してください。

領収日付印

【収納代行 CNS】

(納付者控)

【収入印紙不要】

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、竜王町長に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後に、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、竜王町を被告として（訴訟において竜王町を代表する者は竜王町長となります。）、提起することができます。ただし、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

竜王町下水道事業
T9 8000 2000 1582

<お問い合わせ先>

【コンビニエンスストアで納付される際のご注意】
下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

- ①金額を訂正した場合
- ②合計金額が30万円を超える場合
- ③コンビニ取扱期限を過ぎた場合
- ④バーコードの印字がない場合
- ⑤バーコードの読み取りができない場合